

学校法人菅原学園至誠館大学 ガバナンス・コードへの対応状況について

- 対応状況の判定
- 対応できている。

（規程、制度等を整備し、適切に運営している。）
- △

一部対応できていない。

（一部に規程、制度等が整備されていない、又は適切に運営できていない部分がある。）
- ×

対応できていない。

（規程、制度等が整っていない。）

令和8年9月1日作成

	項 目	対応状況	
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）			本学の対応状況
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	・実施項目 1－1 ① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	○	・「「至誠」のこのころをもって、多様な現代社会の中で各々が生きがいを感じ、自己実現ができ、また福祉の向上や社会が抱える多くの課題の解決に貢献できる人材の育成」を建学の理念とし、この精神に基づき、私立大学の自主性・自立性を尊重しながら個性豊かな教育・研究を全教職員で行っている。なお、この理念をはじめ使命・目的、教育の目的は、本学ホームページや広報誌「大学案内」にて広く世の中に広報している。また、在学生に対しては「学生便覧」のトップページに掲載し、周知している。
	・実施項目 1－1 ② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	○	・3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー）を策定し、その意義を踏まえ、本学ホームページ、大学案内、学生便覧等に掲載して公表している。 ・教務委員会、学生委員会を定例的に開催し、必要に応じては合同開催し、協議・報告・意見交換・情報共有を図っている。 ・3つのポリシーを起点とする学修成果の点検・評価は、至誠館大学自己点検・評価規程に規定する自己点検・評価運営委員会において内部質保障の評価を行い、教育の質の向上を図っている。 ・教育の目的やポリシーについては、社会環境変化等を踏まえ、必要に応じて大学運営会議で検討を行う。
	・実施項目 1－1 ③ 教学組織の権限と役割の明確化	○	・学長の権限については、学校法人菅原学園組織運営規程第15条に「学長は、理事長の命を受け大学の校務を掌り、所属職員を統督し、大学を代表する。」と定め、遵守している。 ・学校法人菅原学園組織運営規程第12条において副学長を置くことができるとしており、同規程第16条第1号aに「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と役割を定め、遵守している。 ・学部長の役割については、学校法人菅原学園組織運営規程第16条第1号bに「学部長は、学長を補佐し、学長の指示する大学運営に関する重要事項について企画し、立案及び連絡調整に当たる。」と定め、遵守している。 ・至誠館大学運営会議規程を定め、学内最高決議機関として大学の管理運営上の重要事項を審議している。また学校教育法第93条の規定により、学長の諮問事項および学長等への意見具申事項を審議する会議体として教授会規則を定め、教授会の役割が、教育研究に関する専門的な審議を行う機関であることを明確化するとともに、大学運営における最終的な権限と責任を有する学長との関係を明らかにしている。
	・実施項目 1－1 ④ 教職協働体制の確保	○	・各種委員会組織に教員及び事務職員を配置し、教員と事務職員が協働して大学運営に参加する体制となっている。 ・実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価・改善（PDCAサイクル）による内部質保障の実質化を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。 ・各種業務に関する共通理解を深めるために、教員と事務職員が合同で参加するFD・SD 研修会を企画し、実施している。（令和7年度は、4回実施）
	・実施項目 1－1 ⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	○	・教職員能力開発（FD・SD）委員会においてFD・SD 実施方針を定め、それに基づき毎年度FD・SD 実施年間計画を企画・立案し実施している。 ・令和7年度には、以下のFD・SD 研修会を実施した。「令和8年度（2026）学生募集及び入学者選抜要項について」（7/9）「東京キャンパスにおける入学者選抜時の注意事項について」（9/17）「大学のガバナンスに関する近年の動向と今後の大学の運営について」（10/29）「アクティブポータルについて」（2/26）
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	・実施項目 1－2 ① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	○	・5か年（2026～2030）の第2次中期計画を策定した。 ・本計画は、これまでの中期計画（マスタープラン）における目標の達成状況および成果を踏まえつつ、今後5年間で再整備期と位置付け、長期的な経営視点から将来の経営環境を見据えて策定したものである。併せて、自己点検・自己評価を通じて法人全体として取り組むべき課題を抽出し、重点課題として整理した。また、本学の中長期的な将来像および目指すべき姿として「ビジョン2030」を策定した。 ・「ビジョン2030」では、①業務の徹底した合理化・DX化、②時代に即した専攻・コースの見直し、③地域連携・地域貢献の推進の3点を大学運営の中核に位置付け、各種施策を展開することとしている。 ・これらの方針を踏まえて策定した第2次中期計画においては、機関別認証評価の結果も踏まえ、「教育の質向上」「大学の情報発信」「地域との連携」「組織・制度改革」「財政基盤の強化」を主要課題として明確化し、計画的に取組を推進する。 ・本学は、学生の成長を支える学びの場としての役割を果たすとともに、地域との連携を一層推進し、その実現のため、責任ある経営のもとで持続可能な組織運営を確立し、財務基盤の強化を図る5か年とする。
	・実施項目 1－2 ② 計画実現のための進捗管理	○	・進捗状況については、各年度の間・年度末ごとに学長室会議においてモニタリングを行う。大学運営会議において検討。目標達成状況を管理し、その結果については理事会や教授会に報告し、透明性のある大学運営に繋げている。

基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）			本学の対応状況
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	・実施項目 2－1 ① 社会の要請に応える人材の育成	○	・社会に対して教育研究活動の成果を還元するために、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生の制度を設けている。また意欲ある社会人が大学で学ぶ機会として社会人選抜入試を設け、リカレント教育に取り組んでいる。 ・地域公開講座を開設し、広く市民に学びの場を提供している。
	・実施項目 2－1 ② 社会貢献・地域連携の推進	○	・第 2 次中期計画において、各委員会ごとに地域貢献に関連した課題を設定し、それぞれの目標達成に向けて業務を遂行している。 ・全学的組織としては広報委員会が中心となって、地域の「知の拠点」となるべく教育・研究と地域社会との連携の役割を担っている。また、東京キャンパスにおいては地域連携プロジェクトチームを設置し、地域に根ざす取り組みを推進している。 ・明治維新の原動力となった吉田松陰の誕生の地であることから吉田松陰研究所を設置し、その歴史的意義を社会に広めている。 ・多くの教員が自治体等の各種委員会委員等の委嘱、研修会や公開講座の講師派遣等を受諾し、地域貢献活動を行っている。 ・萩光塩学院高等学校、山口県立萩総合支援学校、長門高等学校及び萩明倫館高等学校と連携事業協定を締結している。 ・山口県内を中心に、本学教員による『出前講義』を行っている。本講義は、高校生を中心に、一般の方、子育て中の方、福祉の現場の方、小・中・高校の教職員など、幅広く興味を持っていただける内容としている。 ・至誠館大学・吉田松陰研究所の野村興兒所長と三宅紹宣副所長（広島大学名誉教授）が講師となり、公開授業「日本近代黎明史Ⅱ（後期）」を開講した。日本近代への歴史の流れについて、その時代背景も含めて講義する内容である。 ・市民の皆様を対象にした公開講座及び地域公開講座を開催した。令和 7 年度は、計39講座を開講し501人が参加。
原則 2－2 多様性への対応	・実施項目 2－2 ① 多様性を受容する体制の充実	○	・性別、年齢、障害、国籍等多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。 ・男女共同参画社会の実現に向けた取り組みとして、女性教員の採用を積極的に行い、女性研究者の割合は教員38人中6人で16%（R8年5月1日現在）。 ・本学の学生が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、障害について理解を深めながらともに学び合うキャンパスの実現に資するため、至誠館大学障がい学生支援に関する基本方針、至誠館大学障がい学生支援規程及び障がいのある学生支援の手順を定め、学生相談室を中心に、円滑かつ迅速・適切な合理的配慮の提供に努めている。
	・実施項目 2－2 ② 役員等への女性登用の配慮	○	・評議員 への女性登用に配慮し、評議員総数 9 名のうち 3 名の女性を登用している。
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）			本学の対応状況
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	・実施項目 3－1 ① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	○	・学校法人菅原学園寄附行為第 8 条第 1 項及び第 9 条に基づき理事の責務を踏まえた適切な人材を確保するため、理事選任機関である評議員会により理事を選任することとし、選任過程における透明性を確保している。また、理事長の職務についても同寄附行為第 15 条第 5 項で明確に規定している。
	・実施項目 3－1 ② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	○	・学校法人寄付行為18条から第32条に基づき理事会の役割及び理事の責務を明確にしている。また、学校法人寄付行為第39条、第40条、第41条及び第51条に基づき、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
	・実施項目 3－1 ③ 理事への情報提供・研修機会の充実	○	・理事長を通じ、機会あるごとに学内外の状況について情報提供の確保・充実に努めている。
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	・実施項目 3－2 ① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	○	・学校法人菅原学園寄附行為第23条第 2 項、第24条及び第27条に基づき監事の選任基準を明確にするとともに選任過程の透明性を確保している。
	・実施項目 3－2 ② 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	○	- 監事による監査を実施するための必要事項を学校法人菅原学園監事監査規程及び学校法人菅原学園内部監査規程に定め、監事は、会計監査人及び内部監査室と情報交換や協力して調査を行う等の連携についても定め、適切に監査を実施している。 - また、監査計画・結果等について意見交換を行い、監査計画を定期的に見直すなど、実効性を確保している。 ・監事は、理事会、評議員会、大学運営会議、教授会等に出席して意見を述べている。 ・監事の職務及び権限については、学校法人菅原学園寄附行為第29条～第31条に定め、遵守している。
	・実施項目 3－2 ③ 監事への情報提供・研修機会の充実	○	・監事が十分な監査ができるように、監査業務を支援するための情報提供や研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の 明確化	・実施項目 3－3 ① 評議員の選任方法や属 性・構成割合についての考え方の明確化及び選 任過程の透明性の確保	○	・評議員の選任方法、資格、任期等を学校法人菅原学園寄附行為第34条～第37条に定め明確にし、選任過程の透明性を確保している。
	・実施項目 3－3 ② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協 働体制の確立	○	・学校法人菅原学園寄附行為第39条に評議員の責務、第43条に評議員会の招集を明確の定めており、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
	・実施項目 3－3 ③ 評議員への情報提供・研修機会の充実	○	・学校法人運営に必要な識見を習得できるように、機会あるごとに学内外の状況について情報提供を行っている。
原則 3－4 危機管理体制の確立	・実施項目 3－4 ① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の 策定・活用	○	・学校法人菅原学園危機管理規程を定めている。また、学校法人菅原学園危機管理基本マニュアルを整備し、事案発生時には被害が最小限に留まるよう、また併せて、事業継続についても備えている。 ・毎年、全教職員を対象に消防訓練（通報訓練・避難訓練・消火訓練）を実施し、教職員の防災意識を高めることに努めている（令和8年2月25日実施、教職員17名参加。）
	・実施項目 3－4 ② 法令等遵守のための体制整備	○	・学校法人菅原学園コンプライアンス規程を定めている。 ・全ての教育研究活動及び業務に関し法令遵守を組織的に取り組むため、学校法人菅原学園公益通報取扱規程、学校法人菅原学園ハラスメント防止規程を定め、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為に関する通報、相談窓口を設置している。
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）			本学の対応状況
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公 開	・実施項目 4－1 ① 情報公開推進のための方針の策定	○	・学校法人に関する情報の公表については、学校法人菅原学園寄付行為第78条に規定し、遵守している。また、学校法人菅原学園情報の公開及び開示に関する規程に基づき、法令等によって公開することが定められた情報を整理し、インターネットで公開している。 ・広報委員会において、本学の活動を分かりやすくかつ遅滞なく発信できるよう企画し、インターネットに掲載する記事を作成・更新している。 ・大学祭やオープンキャンパスなどの行事、各専攻の教育活動、学生の地域交流活動、指定強化クラブ活動、利用できる施設・設備などの情報を適切な時期に分かりやすく公開している。
	・実施項目 4－1 ② ステークホルダーへの理解促進のための公開の 工夫	○	・学生、保護者、地域社会等のステークホルダー別に情報を集約し、インターネットや紙媒体等を活用して、分かりやすい内容を効果的に発信している。 ・法律上公開が定められていない情報であっても、社会的説明責任を果たすため、教育研究活動に関する情報や学生・生徒の活動に関する情報について、インターネット等を通じて広く社会に公開するよう努めている。